

関西労災職業病 2月号

(通巻第161号)

関西労働者安全センター 1988.2.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742 **100円**



- 第8回総会(3/19)を成功させよう……………2
 - 労働安全衛生法改定問題……………4
 - 石綿問題の動向と今後の対策①……………6
- 神奈川県労災職業病センター所長 田尻宗昭
- 前線から(ニュース)……………11
 - VDT作業環境チェックのために②……………17
 - 地域のページ……………18
 - ゆき道かえり路⑬……………19

関西労働者安全センター第八回総会を成功させ

健康に働く 権利を拡大する闘いを押し進めよう

関西労働者安全センター 事務局

今回こそ原則が

大切なとき

「健康増進」だとか「健康度測定」などという言葉が出始め、「メンタルヘルスこそが今の重要課題」という発言が行き交う近頃は、「働くもののいのちと健康を守る闘い」の進む方向が、いかにも複雑になってきているように見える。ところが、日常に発生する労災事故、職業病の現状をあらためて見直してみると、驚くほど旧態依然とした労働環境の姿が目の前に迫ってくる。しかも、それは現在の厳しい減量経営の中で

中小企業に多発し、さらに潜行化していきつつあるのが現状と言ってよいだろう。そうした姿に対し、「もはや災害予防に止まらず、積極的に健康増進の活動をこそ推進すべきだ」という労働省の政策がどのような効果を生むのかと言えば、これは極めてあきらかだ。安全衛生や労災職業病の問題は、複雑に考えることを良しとしない。「利潤の追求に走る資本の論理から労働者の健康を守るために闘う」という、この原則が今こそ必要とされているのである。

職場・地域の
運動を力に……

災害発生責任の労働者への転化。資本の側はこれまでの失敗を徹底的に総括し、年を経る毎にその政策の積み上げを図ってきている。その極付が今回の労働安全衛生法改定と云ってよいだろう。私たちの運動の強い味方である「健康はだれもが望むこと」と言う最も大衆的な確認事項を、今度は資本の側がかすめとってやろうというのである。このような企みをそのまま生かし、成長させるようであってはならない。私たち

は、地域と職場に密着した運動を力に、実際的にも思想的にも打ち勝つ闘いを組織する必要がある。

新たな山元発点に臨む第8回総会

関西労働者安全センターはこの一年、職場や地域における労災職業病発生に対する闘い、健診や調査を含む日常的な安全衛生対策、災害発生

源を取り除く闘いを、大がかりにと言うのではなく、言わば「着々と」進めてきた。そして、VDT作業など新たな健康破壊要因に対しても取り組みを強めてきた。材料は次々と整ってきているのである。しかしいまだに、現代的に血となり力となる「労働者のいのちと健康を守る」闘いの思想を作り上げているとは言いがたいことも事実である。そうした意味から、次年度は関西労働者安全

センターの運動のダイナミックな展開を目指す時期にきていると判断してよいだろう。そのために、これまでの闘いをしっかりと総括し、センターとしての第三期の組織整備をなすとげる新しい出発点に臨む第八回総会を開催したいと考えている。会員、読者の皆さんの積極的な御参加を要請したい。

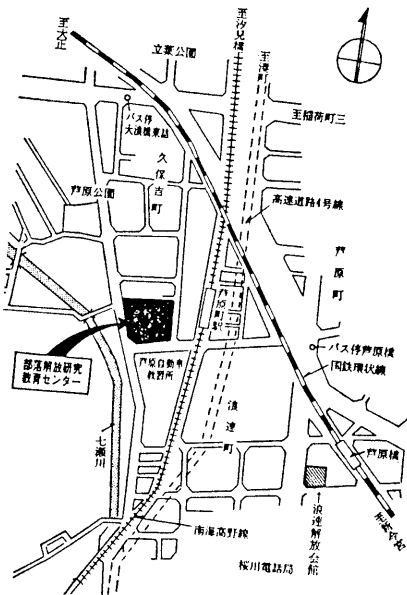
関西労働者安全センター第8回総会の御案内

日時 3月19日(土)

午後2時〜

場所 大阪部落解放センター

6階ホール (下図参照)



健康保持は

「労働者にも」

「努力義務?!」

労働安全衛生法の 改定案要綱

——三月に閣議を経て国会へ

全号で紹介した労働安全衛生法改

定の法律案の要綱が発表された。内

容は、これまでに発表された方針に

したがって、①安全衛生管理体制の

充実、②機械、化学物質に関する規

制、③労働衛生管理の整備、④建設

業の労災防止対策の充実の四項目を

主なものとしている。特に注目すべ

きは、第三の三健康管理の整備で、

「労働者は・・・自ら進んで、その

健康の保持増進に努めなければなら

ないものとする。」とされている

点である。労働省は今国会へ提出

する見込みである。批判の声を労働

省、国会へ

労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱

第一 安全衛生管理体制の充実

一 安全衛生推進者

事業者は、一定の規模の事業場ごとに、一定の資格を有する者のうちから安全衛生推進者を選任し、その者に安全衛生に係る業務のうち技術的事項を行わせなければならないものとする。

二 安全衛生業務に従事する者の能力向上教育

(一) 事業者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者及び元方安全衛生管理者に対し、その業務に関する能力の向上を図るための教育を行うように努めなければならないものとする。

(二) 労働大臣は、(一)の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

三 衛生委員会等

衛生委員会及び安全衛生委員会の調査審議事項に、労働者の健康の保持増進に関することを加えるとともに、産業界のうちから事業者が指名した者を、それらの委員会の必要の構成員とするものとする。

第二 機械等及び化学物質に関する規制の充実

一 機械等の改善命令制度

(一) 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、構造規格等の法令上の構造要件に適合し

ない機械等を製造し、又は輸入した者に
対し、当該機械等の改善、回収その他当
該機械等から生ずる労働災害を防止す
るため必要な措置を講ずることを命ずるこ
とができるものとする。

(二) 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、

(一)の命令に従わない者があるときは、そ
の旨を公表することができるものとする
こと。

二 化学物質の有害性の調査

法第五十七条の二第一項の化学物質の有害性の調査は、組織、設備等に関し労働大臣の定める基準に適合している機関において、労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとする。

第三 労働衛生管理の整備

一 作業環境管理の整備

(一) 事業者は、作業環境測定を行わなければならない作業場のうち一定のものについては、労働大臣の定める作業環境評価基準に従って作業環境測定結果の評価を行い、及びその結果を記録しておくなければならないものとする。

(二) 事業者は、(一)の評価の結果に基づいて、労働者の健康の保持を図るため、適切な措置を講じなければならないものとする
こと。

二 作業管理の整備

事業者は、労働者の健康の保持を図るため、その従事する作業を適切に管理するよ

第四 建設業における労働災害防止対策の充実

一 計画の届出制度

法第八十八条の計画の作成に当たり一定の資格を有する者を参画させなければならぬ計画に、機械等の設置等に係る工事のうち一定の工事の計画を追加するものとする。

二 発注者に対する勧告等

労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、法第八十八条第七項又は法第九十八条第一項の規定に基づき事業者に対し命令を発した場合において必要があると認めるときは、当該命令に係る工事の発注者に対し、必要な事項について勧告等を行うことができるものとする。

第五 その他

一 労働大臣は、中高年齢者の労働災害を防止するため、めに事業者が講ずる措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

二 事業者は、中高年齢者の労働災害を防止するため、その者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならないものとする。

三 事業者は、就業制限業務従事者に対し、その業務に関する能力の向上を図るための教育を行うように努めなければならないものとする。

四 労働大臣は、二及び三の教育の適切かつ

うに努めなければならないものとする。

三 健康管理の整備

(一) 事業者は、労働者に対し、健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないものとする。

(二) 労働者は、事業者が講ずる(一)の措置等を通じて、自ら進んで、その健康の保持増進に努めなければならないものとする。

四 指針の公表等

(一) 労働大臣は、事業者が講ずる作業環境の維持管理、作業の管理又は健康の保持増進のための措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することができるものとする。

(二) 国は、作業環境の管理又は作業の管理の適切な実施を図るため、資料の提供、中小企業における措置の実施を促進させるための施策の充実その他必要な援助に努めるものとする。

(三) 国は、労働者の健康の保持増進のための措置の適切な実施を図るため、指導員の確保及び資質の向上のための措置、必要な資料の提供その他必要な援助に努めるものとする。

(四) 国は、(三)の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別な配慮をするものとする。

有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

五 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行するものとする。ただし、第一の一及び第四の一に関する規定は、昭和六十四年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置及び関係法律の改正

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

アスベスト問題を考える (12/19 安全衛生セミナーより)

石綿問題の動向と今後の対策 ①

神奈川県労働職業病センター所長 田尻 宗昭

広範な世論で

根本的解決を

政府に迫ろう

私は、今後の対策はどうあるべきか、について述べたいと思います。

さて、二〇年ぐらい公害をやっている者の感想として、またか、という感じがしてなりません。公害の歴史は百年経ちましたが、どうしてこんなに、何か事件が起こり、被害が出なければ問題にならないパターンが、いつまで繰返されるのか、このことが痛感されてなりません。

アスベストの問題は、たれ流し公害について、私が海上保安庁時代に

四日市で権力をもって望んだような単純な手段では解決できない、非常にスケールの大きい対応策が必要な問題です。今日の文明社会、有害物と我々の環境との闘いというものを根底から問い直す、考え直さなければならぬ。とくに、行政がそのことを問われると思う。したがって、アスベストの問題は今まで行政はどういう対応をしてきたのか、類似の問題でどうであったのか、を解剖していかないと、本當の地に足のついた対応策は生れて来ない。

霞ヶ関行政の縦割り行政を横断的にとらえて、総合的な対応策を取らせ、ゆくゆくは、アメリカのPOSCAのような総合的な有害物規制法

を作らせるようなことは、とても今の状態では、できない。しかし、そこまでいかなければ、この問題の解決はない。行政の真ん中にいて、役所のすみずみまで知っている私にとっては、これは、容易ではないと思います。ここまで問題化しましたから、乾電池やダイオキシンのようではないでしょう。しかし、こと、霞ヶ関の行政についてはその危険性が非常に強い。

労働組合も

取り組みを

それをそうさせないのは、住民の世論であり、各地方議会や国会でも

真剣に討議させるという具体的な行動が必要ではないか。労働組合でもこういう国民的問題に取組む、それぞれの場で労働者の健康の問題としてとらえながら、それを広げていくことが必要ではないかと思えます。

私が、東京都公害規制部長になった時、真っ先に体験したのが六価クロム事件でした。その中でもっとも強い教訓は労災と公害が一体のものであるということでした。

かつての公害事件は、まず労働者の被害、職業病から発生している。しかし、その段階で、残念ながら蓋をされてしまう。そして、公害になって現れた時にはもう手遅れである。そのことをもう一度アスベストで繰返してはならないという思いがあるだけに、私は、多少厳しいことを言うかも知れませんが、まだまだこの程度では、それも、およびはつかないと思うとお話しをしたいと思います。

ビル解体現場の アスベストから

私が、アスベストにとりくんだ最初は、今から約六年前に、東京都公害研究所の責任者をしてい時、大気部の職員に、おそらく日本ではじめて、環境濃度の測定をやらせました。

朝日新聞本社ビル解体現場から、約五〇mの地点で、日常環境濃度の十六倍、作業解体現場の中で六四倍というデータを得ました。その時に調べたところ、東京都で昭和五七年におそらくアスベストを使っているだろうと思われるビル解体は、三七〇〇。今後、壊されるであろうビルが、十九万棟。その殆どは、露天で行なわれている。朝日新聞は、私たちの申入れもあり、巨大なカバーをかけて行なっていました。中で働いている作業員は格段のことをしておらず、本当に心配でした。

当然、新聞記者にもかなり強く発表した。しかし、朝日新聞に、ほんの三段くらいの記事が載っただけで、関心は低かったのです。それが、今日どうしてこんなに大きな問題になったか。

ミッドウェーの アスベスト

それは、昨年、米空母ミッドウェーの横須賀での大修理の時、それに関連して、神奈川労災職業病センターの職員と行った調査がことの起りでした。

これはかつてない大修理でした。十ヵ月におよび、日本の六大造船が一緒になってやった。エンジンルームのパイプの熱防護用のアスベストを巻いている、被弾時の延焼を防ぐために天井や壁をアスベストでがちり固める、計器室はコンピュータは非常に温度を嫌うのでここにも

アスベストが入ってくる。こうしたアスベストの解体作業に従事した労働者は大変な数になります。ちなみに下請労働者は二五〇〇人。そのうち、何人が従事したかはわかりませんが、労働者に密かに聞いたところでは、溶接の火花によって火災が起ころのを防ぐために床にアスベストの砕いた粉を敷き詰めている。終わったら、手でかきあつめる。だから、キラキラ、アスベストの雨だというのです。

そこで、四七五トンのアスベスト廃棄物が出てきた。ところで、アメリカでは、一九八〇年頃からアスベストパニックで、約三万三千のアスベスト撤去が行われ、政府が四千五百億ドルの補助をしたという話も伝わってきています。裁判だけで、三万件。ところによって、教育委員会が企業を訴えるという裁判もある。はるかに、アメリカの方が神経質です。だから、基地では、赤いポリ

袋にいれて、有害物表示を日本語と英語でして、嚴重に保管している。ところがそれを日本の廃棄物処理運搬業者が引き受ける。

アスベストの 露天処理現場を

おまへる

私たちは、業者のトラックを見張り、つけて行ったら、神奈川県戸塚の中間処理場に来た。嚴重に袋に入れてあるのをわざわざ引きずり出して、ユンボでガッチャン、ガッチャン砕いて、粉々にする、粉じんが、パッと散る。処理場は塀だけで天井はない。すぐ外では、お百姓さんが田圃仕事をしている。四〇〇メートルくらいのところには老人ホームや幼稚園がある。さすがにびっくりしました。それを、もう一回トラックに積んで、千葉の佐倉の処理場にもって行った。

処理場には、だいたい、遮断型、管理型、安定型の三つがある。遮断型は、有害物を、嚴重に環境から、遮断した処理場。管理型は、降水によって、廃棄物から出てきた廃水を処理する施設がついている。安定型は、建設廃材等を捨てる、更地のようなところ。アスベスト廃棄物は、その安定型にもっていかれた。ところが、これは違法ではない。

アスベスト廃棄物は、なんら有害物に指定されていない。廃棄物処理法上は、建設廃材です。捨てた上に、サンドウィッチ工法で土を被せて、最後には、宅地で売られるかもしれない。佐倉市は住宅地が近いからこの処分場に反対をし、千葉県が勝手に許可したものだった。その協議が、整わないうちに、どんどん捨てられていった。

さて、状況を現認した上、捨てるのに立合っている管理人に聞いた。管理人は「いやー、横須賀からくる

奴は便利でええですわ。みな袋から出して粉にしてある。実に丁寧だ。」あなた、なんともありませんかと聞いたら、「なんか、あのトラックが来て捨てると、チカチカする」と言うのです。

この確認した事実を、社会党の岩垂衆議院議員が国会質問した。同時に、朝日新聞が一面トップで報道した。これが、今日アスベスト問題が全国に広がっているきっかけです。

さて、国会での各省の答弁は全く話にならない。唯一文部省が、全国に調査を依頼しました。その結果集計された学校数は、一三〇〇でした。対象は、教室でしたから、まだ、図書館、体育館などたくさんあるでしょう。調査不行届きもあると思われれます。

統一アスベスト

対策マニュアル

の策定が急務

次の問題は、処理です。自治体はたまりかねてほとんどん処理をしています。しかし、まともな処理業者が非常に少ない。たとえば、東京都でも数えるほどしかない。だから、一体どういう処理をしているのかわからない。アスベストの二次拡散をさせてはいけない、作業員に被害が出てはいけない、なかなか大変な仕事です。

ですから、もうここまできたら、早急にアスベストプロジェクトを設け関に作って、かつてPCBでやったように、緊急対策要綱、アスベストの処理マニュアルをつくるべきです。同時に、処理業者の資格基準を定め、業者指導チェックを早急に行なわなければならない。伊藤忠などは、一兆円産業だと張切って、アメリカにどんどん社員を送りこんでいます。

しかし、学校の問題がとりあえず解決したとしても、アスベスト問題

が済むわけでは到底ない。もっと濃厚な暴露を受けている労働者の問題はどうか。長野のアスベスト裁判でも、舞台は中小企業でした。五人、十人の企業ではどんなことがおこなわれているか。三千の事業場があると云われますが、ずいぶん小さい会社もある。労働安全対策を隅々までいきわたらせるのは大変な事なのです。

総人口有害物

規制立法への

流れを

ですから、ここで、徹底した、あらゆる官庁が横断的にきちん取り組める総合的な有害物規制法というものを作らなければだめなのです。

あのレーガン政府でさえ、各省庁が集まって、住民の有害物に対する訴えに対応するようになって、最近大きな本部ができ、キャンペーン

グカーを配置し、キャンピングカーには日本の環境庁、厚生省、建設省、労働省などあたるところの担当者が乗って二四時間体制でやっている。こんなことが信じられますか。霞が関では、部屋の中で書類を書いているだけ。その霞が関の縦割りというのは度し難いものがある。

われわれをとりまく有害物との闘いは壮大なものがあり、数万種類の有害物に我々は囲まれている。そう考えた時に、学校のアスベストのことでだけでアスベストが終わったという風潮の方が、恐ろしい。この際、

アスベスト問題をもっと根本的な治療、全身的な治療へ、何よりも総合立法つくるための方向へ持っていかなければなりません。ただ、夏休みには除去はすんだからおわり、というような火事場泥棒的な取組ではない。

自治体の動きが非常に重要

そうならないためには、現場の自治体は何よりも、文部省の係長が言ってきたことだけではなくて、自

主的に、どんなところにアスベストがあるのかということを徹底的に調査しないとけない。労働組合も協力する。そして、実体を余すことなく明らかにすることが重要です。そして、その次にどうしたらいいかについて、現場から一生懸命考える。そういうパワーが中央に凝縮されて、全国的に通用するようなマニュアルを作る。

自治体がきちんと根っこを作りながら、国家行政を突き上げるといって、本来のあるべき公害対策の姿が結集されなければこの問題は解決しない。

一月の新聞記事から

一・四 研削の仕事を二十九年間続けて振動病におかされた刃物業者に、岐阜で初の労災認定(関)

一・一二 ゴミ焼却場で突然高温の灰二トが冷却水槽に落下、噴き出した水蒸気と熱湯を浴びて、作業員三人が大やけど(高槻)

一・二二 労働省は六二年の労災死亡者数を二千三百九人と発表、前年とほぼ同水準になっている

一・二三 北海道・住友赤平炭鉱で鉱内作業中に一人が腹部破裂で死亡

一・二六 新日鉄八幡製鉄所で積み込み作業中にウインチワイヤに巻き込まれて作業員一人が死亡

一・二八 窓ふき作業中のビルサービス会社社員が八階付近から二十八階下に転落、死亡(大阪)

前線から

岬町で作業環境調査

自治労大 大阪府本

町村評も取り組み開始

南 泉

大阪最南端の岬町で、職員定数の全面的な見直しが行われており、

安全センターが全面的に協力することになり、この二月十五、十六日に学習会と、学校給食調理場の環境調査を実施した。

いる。センターとしてもできるかぎりの協力をして、行革の風潮にある自治体労働者の健康を守る闘いを強化せねばならない。

今回の岬町の調査については、三月始めにも同町職に対して報告することになっている。

保育所、学校給食調理場の

人員削減など問題が出てき

かねない情勢となってきた

いる。そこで、同町職では

この際、かねてからの懸案

であった、安全衛生につい

ての全面的なチェックを

行い、はたして問題がない

かどうか検討することにし

た。調査にあたっては、自治労大阪府本部を通して、

も今年はいこうした取り組みを各単組で強めたいとして

オッコ



期待はずれの国側主張

神奈川では証人尋問へ

大阪

十二月十七日の法廷では、国側から書面が出されたが、内容は完全な肩すかしに終わった。この日提出された

被告用意の準備書面の内容は、①労災保険と健康保険の同一性について、②労災保険法と労基法の給付範囲

の非同一性について、③労災保険は針灸については、(三七五通達など) 健保より高水準、の三点についてであった。

①は、医療給付であることは同じであるから、かりに労災保険で、健康保険以上の給付をしても、それは、政府の自由裁量だという、これまで繰り返し。

②は、労災保険とは、労

基法に規定されている使用者の災害補償責任を根拠とするから、補償内容は二法で同一であるべき、との原告主張（常識）にたいして、「異なっても非難されるいわれはない」という、オカシナ考え方。労災法が、労基法を上回っていけば、なるほど「非難されるいわれはない」とは言えても、その逆は「非難の対象」なのは明白。

③は、これまでの繰り返してあるが、三七五通達制定過程において、日本マツサーズ連盟、日本医師会など関係諸団体の了承も得ましたと、付け加えてきている。これは、神奈川訴訟において、元労働省課長が証言した内容を受けたものと

思われる。

というわけで、次回、引き続き、被告から、追加書面が提出される予定。

年度末、また、春闘時期でお忙しいとは思いますが、

支援傍聴をお願い致します。

ところで、平行して進行中の神奈川針灸訴訟は、三月十日に、林（元労働省労災補償課長）証人に対する、反対尋問が行われる予定。

VDU機器導入の大阪市

大阪 安全衛生対策で 学習会開催

大阪市職監査事務局支部は一月七日、VDU作業の安全衛生対策について学習会を開催し、すでに導入しているワープロ業務の安全衛生対策についての徹底をはかった。また、同市西成区役所では、ワープロの導入にともない、一月二九

日に当局主催の安全衛生教育として、全職員対象でVDU作業に関する学習会を行った。講師としては、両学習会ともセンターから西野がさんかした。同市職では、すでにワープロ、パソコンなどの職場への導入に関して「VDU

未だかつて明らかにされていない、三七五通達の「合理的根拠」とは何か、労働省はどう判断したのか、注目の証人尋問。

作業基準」を労使確認しているが、「区役所窓口事務の機械化」が進むこととなり、「VDU労働検討委員会」を設置し、さらに充実した作業基準の作成作業にはいつている。これからVDU機器が大量に導入される職場の典型として、今後の同市職の取り組みが注目されるところである。本誌でも今年の動きについて積極的に取り上げていきたいと考えている。

出稼ギ労働者の脳卒中労災

柴田訴訟 結審なる

大阪中央

判決は五月十六日

出稼ぎ脳卒中労災の柴田訴訟がこの二月一日の法廷で結審となった。この法廷では前回の法廷で原被告双方が提出している最終準備書面について、被告国側が補充書という形で書面を提出した。

この補充書では、秋田県から出稼ぎに来た柴田氏が以前から血圧が高かったこと、深夜の道路工事やコンクリートブレーカー作業が重激なものではなかったこと、などを主張している。しかし、これらの国側の主

張は、度重なる証人尋問や意見陳述のなかで、すでに崩壊したと言ってよいもので、目新しいものは一つと

松本製作梅本難聴裁判

南 東
会社側 証人 製造部長に
五回目の尋問

全金松本製作所支部梅本組合員難聴労災裁判において、一月二五日、会社側証人三浦製造部長に対する五

して出されなかった。国側

の主張はもはや、前回最終準備書面で提出した、「労災保険財政が厳しいから労災認定できない」程度の論理でしかないことが、改めて明らかになったといっ

良いだろう。判決は五月十六日(月)

午後一時より大阪地裁八〇九号で言い渡される。原告

勝訴に終わった一昨年の若

松脳卒中労災裁判以来の大阪地裁の判断として、大いに注目されるところである。なお、当日には判決言い渡し後に、弁護士会館にて報告集会を開催する予定である。多くの傍聴支援を要請したい。

る、ハンマー打撃作業について、「叩く回数がごくわずか」であると述べ、さらに、耳栓をその作業の当初から支給していたなどと、全くのデタラメの証言を繰り返してきた。

たとえば、これまで、さもその作業に精通しているかのように言っていたのが、反対尋問によって、たった

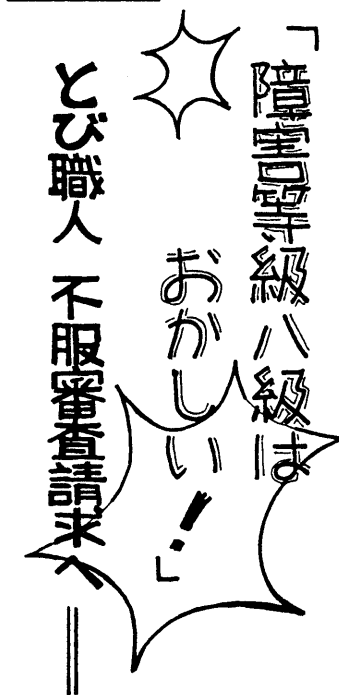
一日しかその作業をしたことがないことが判明し、また、耳栓支給も原告の訴えがあつて初めて支給したことを、会社が初めから判断して支給したとねじまげて証言したため、逆に、「会社は騒音作業という認識があつたのか」と追及され口ごもる一幕もあつた。

今回の証言では、使用したハンマーが原告の主張するものより軽いものを使つていたことを示そうと実験報告書なるものを出してきた。しかし、実際には、騒音は、全く同じであることがわかつており悪あがきの印象が残った。

今回は、同じ作業経験のある元社員の証人尋問が予定されており、証人調べもいよいよ佳境に入るので、

多くの方々の支援傍聴を訴えます。

西成



全港灣建設支部西成分会に所属する薫職Tさんは、

八〇年に、足場組み中、しゃがんで取り付け作業をしていたところ、たてかけてあつた約七メートルのパイプが倒れ、後頭部を中心に直撃されるといふ災害にあい、療養を余儀なくされ、一昨年九月に打ち切り、障害等級の八級に認定された。しかし、とても働ける状態ではなく、分会と協議し不

服審査請求に取り組んできた。

まず、打ち切られた病院の一つ前の病院の、長年診療をうけたI医師に面会したところ「八級はおかしい、労働能力は明らかに1/2以下だ」との意見を得た。また、現在も継続している頑固な腰痛症状について、労災審査官は「腰椎分離症があるから、労災とは別」との見解を示していたが、この主

治医は「労災による外傷性腰痛とみるべき」と労災との因果関係を認めた。これを労災審査官に突きつけ、さらに、新たに、現在治療中である、松浦診療所田島医師による意見書、また、打ち切ったK病院の主治医による前記I医師の意見と同内容の意見書をえて、二月三日、兵庫労基局に赴いた組合、本人に対して、審査官はこれらを新たな医証として、再度、局医の意見を求めるとしている。これまでの主治医がすべて八級は不当との見解を出していることは評価できるが、組合に相談のあつた段階では、もう、審査官が決定書を書く段階になっていたという状況もあり、今後、最終的に審査官がどう判断を

出すのか予断は許されない。今回のケースは、労災行政のいい加減さと、不当であると思つたら諦めてはいけないことを示している。

茨木市労協

けんけん 腰痛 自主健診 終了

北 垣

今後の対策に大きな課題

茨木市労協の保育所保母、作業員、学校給食調理員を対象とした、頸肩腕障害・腰痛症健診が一月三〇日に終了した。この取り組みは、

環境科学労働科学研究会の協力を得て、昨年末から三回にわたり実施したもので、計八一人が受診した。自主健診としての取り組みであり、希望者の受診であるため、同市の全体的な評価は

できないが、作業員、調理員の受診者に特に要治療者の占める割合は多く、治療対策など今後の課題は大きくなっている。

この結果をもとに二月二七日には、学習会を開催し、これから実施する各保育所、給食調理場別実態調査アンケートの結果と併せて対策を検討していくことになる。特に同市では、年一回の特

殊健診がほとんど意味をなしていないという現状について、今後の取り組みが期待される。

全土港変方建設支部労力職対

大阪 職場学習会

大阪 — 対策はこれから —

二月五日、全港湾建設支部労職対は、石綿建材の加工を行っている大阪のY分会で、石綿の人体に与える影響についての学習会を実施した。同分会の工程は、石綿建材を切断し、グラインダーで面取りをするというもので、集塵装置はあるものの、明らかに問題があり、環境測定等も行って対策を進めることにしていた。学習会では、石綿の健康被害についての説明と、その対策について触れられたが、実際に直ちにできる労組の対策としては、必ずマスクを着用し、作業着についても洗濯なども自宅へ持ち帰ることはしない、また工場に石綿粉じんが散乱することのないように清掃をきちんとすること、などが指摘された。また、集塵装置についての改善点などについては、

支部労働対で充分に検討の
うえ、改善を実施していく
ことになる。まだまだ石綿
の健康被害について一般に

も認識が薄い現状のなかで、
今後の取り組みに期待され
るところだ。

パート労働者

指切切断労災の

上積み補償

大阪中央

地労委幹施決裂—裁判へ

エッ、五万円の二回払!?

総評東地域合同労組は、
零細プラスチック加工工

場、古賀製作所のパート労働者であるNさんの指指切

断労災事故の上積み補償問
題について、不当労働行為
(団交拒否) 救済で幹施申

請を大阪府地労委に行っ

いたが、この二月十五日に
開かれた地労委で幹施は決
裂となった。

地労委では、使用者側委
員から障害等級十級の上積

み補償として七〇万〜一二

〇万円の線が出されたが、
不渡りを出し再建に奔走し

ているという事業主側は五
万円の二回払という話にな

らない回答を行い、あまり
の誠意のなさに委員一同
あきれるといふ一幕に立ち

到った。更に委員が説得に

あつたが、結局不調に終
わり、東地域合同労組では
裁判の提訴に方針を切り換

えることとした。したがっ
て今後は、損害賠償請求の

訴訟として裁判所を舞台に
争われることとなる。

VDTチェッカー

VDT機器の22項目のチェックがすぐに来る。

コンピュータ端末、ワープロ、パソコンの点検のために
A4判 厚紙 一冊五百円(送料一七〇円冊数関わらず)

VDT労働のためのチェックポイント10

作業をするまえに分かり易い10項目のチェックを、みやすい二色刷で。

頒価一三〇〇円(送料一冊四〇円、十冊以上無料) 関西労働者安全センターで取り扱います。

VDT作業環境のチェックのために②

機の広さというのは、どの程度必要だろう。普通の事務機の場合は、奥行き七〇cm、幅はだいたい一〇〇cmというところだろう

か。さて、ここに一台のVDT機器を置いてみよう。まずブラウン管は、背中が機の奥からはみ出すところに置かなければならない。そうしなければ、キーボードを置くスペースは、ひどく狭いものとなってしまふ。キーボードの手前はそのまま機の端で、先はすぐブラウン管である。これではダメなのだ。

VDT作業というのは、瞬時の休みもなくキーを打ち続ける作業ではない。いくつかキーを打っては少し間が空き、画面を見、また打つという動作の繰り返しなのだ。だから、度重なるその小さな間には手首をそっと支えるスペースがどうしても

必要になってくる。その場所が取れないような机では、長い時間のVDT作業には向いていない。

機の広さは

できるだけゆとりをもって



また、横の広さはどうだろうか。

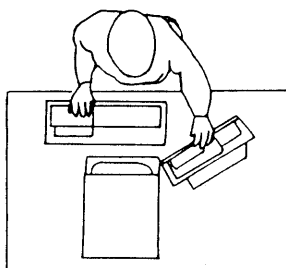
VDT機器を使う時の手元は、色々な書類が置いてあって、それと画面を見比べながら、というのが一般的だろう。しかも、その書類は薄っぺらなものだとは限らない。分厚いマニュアルをもってくることもあるだろう。そうすると、どうしてもキーボードの横には広い空き地が欲しいということになる。

市販のパソコン専用机のカタログを見てみると、意外にその狭いことに驚く。奥行きは普通の事務機と同

じで、横幅はそれよりもずっと狭いものが並んでいる。日本の住宅がウサギ小屋と言われているぐらい狭いことにもよるものだろうが、

それにしても狭すぎる。日本産業衛生学会が出している勧告では、奥行き、横幅共に一二〇cm以上とされている。もし、それが無理としても、奥

行きは最低で九〇cm、横は一二〇cm（それがダメなら脇机などで工夫する）ぐらいは欲しいものだ。



東大阪

アスベストで

学子羽白△△

◆働くものに健康を！東大阪連絡会

働く者に健康を！東大阪連絡会は、三月例会で、今、社会問題化している「アスベスト」問題の学習会を行うことになった。

アスベストは、建築物をはじめとして、生活全般にわたって使用されている。その有害性については、石綿肺、肺ガン、悪性中皮腫などの健康障害が指摘されており、急性ではないが、被害は徐々にそして深刻に広がっていくことが予想されており分野、階層を問わない取り組みが求められている。

そこで、なにはともあれ、石綿について正確な知識を学習していくこ

とからはじめなければならない、ということ、今回の企画となったもので、センターも講師として参加する予定。

センターにおいても、安全衛生セミナーでこの問題を取り上げたが、参加できなかった方、また、関心のある方は、是非、連絡会例会に参加していただければと思います。

東南

健診・実務の学子羽白△△

問題多い

職場場健診

◆東南地域労災職業病問題交流会

交流会では、今年のひとつの会の目標として、東南地区評の地域の各組合の安全担当者レベルの恒常的な参加をえていくことをあげている。

その一環として、二月、三月の例会では、安全衛生・労災に関する実

務講座をやるということになり、まず、二月は「健診実務講座」を行った。講師には、松浦診療所健診部の青木さんをお招きした。

青木さんは、組合として健診に取り組む際に必要な知識の概略を説明し、同時に、労働安全衛生法改悪問題にもふれながら、「とにかく、会社・政府が一生懸命になっているのを見て、組合側はうかうかしておられない問題が、健診・健康管理の問題であるから、まず、自分たちのうけている健診内容の正確な把握からではじめてほしい」と強調した。また、参加者各現場での健診についても、それぞれ知っている所が報告されたが、ほとんどが、レントゲンは間接であったり、なかには、入社以来健診は一回もないというひとり、まだまだ、健診への取り組み

の余地は大きいことがわかった。
次回は、三月二十二日午後六時より
平野区役所において「労災補償実務
講座」の予定。

3月8日午後6時より

アスベスト問題 学 習 会

主催 働く者に健康を！東大阪連絡会 場所 東大阪労働セツルメント

通勤災害

ゆき道かえり路 ⑮

倒し負傷した。

「逸脱」と「ささいな行為」の

境目は？

労災保険法には第七条第三項で、
通勤災害の考え方の中の「中断」と
「逸脱」について次のようなことが
書かれている。「往復の経路を逸脱
し、又は中断した場合においては、
当該逸脱又は中断の間及びその後の
往復は、通勤としない。」
つまり、会社の帰りにいつもの通
勤経路とはちがう場所にあるレコー
ド店に立ち寄った場合のあとの帰り
道とか、一杯飲みに行った帰り道の

自動車事故の場合は通勤災害とは認
められないことになる。しかし、そ
の「中断」と「逸脱」とはどの程度
のもの以上の事をさすのだろうか。
こんな例がある。マイカーで退勤
途上、交通停滞で随分と時間がか
かってしまう。その日は息子の誕生
日で早く帰ると言っていたので、遅
くなることを連絡しようと思をため
て公衆電話ボックスへ向かう途中、
折からの積雪で道路が凍っていて転

この場合、公衆電話ボックスにい
くのは「逸脱」にあたり、その最中
の事故であるから通勤災害にならな
いのだろうか。しかしこの場合まで
を「逸脱」としてしまふのは誰もが
納得いかないだろう。だから、労働
省はこれを「通勤に付随するささい
な行為」として、経路をわずかに
離れている最中であっても通勤途上
として認めることにしている。しか
し、具体的にどの程度のことを認め
られるのかについては、事例によっ
て様々であるが、一般に社会通念上
の判断で「通勤に付随する行為」で
あれば認められるとあってよい。

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

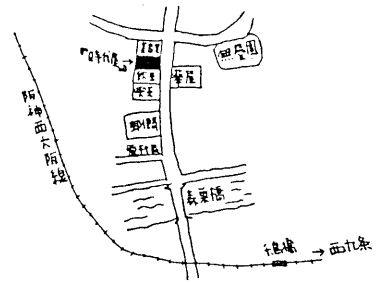
関西労働者安全センター

古書
レンタルコミック

時代屋

大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441



早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28